

匝 福 第 5 4 5 号
令 和 6 年 9 月 2 4 日

〒〈郵便番号〉
〈住所〉
〈方書〉
〈氏名〉 様
保護者 様

匝瑳市長 宮内 康幸
(公印省略)

令和6年度児童手当制度改正のお知らせ(確認及び書類提出のお願い)

児童手当について、令和6年10月分から制度改正により、支給対象児童が高校生まで拡大されます。また、大学生世代から数えて第3子の支給額が30,000円に増額されることとなります。支給額の変更にあたり、別紙「必要手続き確認資料」を確認のうえ、申請が必要な方は令和7年3月31日までに福祉課まで申請をお願いします。

1. 児童手当認定請求書添付書類

- ①「受給者の健康保険証」の写し
- ②「受給者名義の通帳もしくはキャッシュカード」の写し

2. その他必要書類(認定請求・額改定申請)

- ①別居監護申立書
 - ・受給者と高校生世代以下の児童が別居している場合に必要です。

3. 申請期限 第1回 令和6年10月31日(木)(12月支給に反映)
第2回 令和7年3月31日(月)(後日、遡って支給)

4. 申請窓口 匝瑳市役所福祉課または野栄総合支所(郵送可)

5. 留意事項

手当の受給者は、父母等のうち「生計を維持する程度の高い者」となります。

「生計を維持する程度の高い者」とは、原則として所得の高い方です。

その他、必要な書類がある場合は別途ご案内いたします

〒289-2198
匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市福祉課 児童手当担当
連絡先：0479-73-0096